

妙高杉ノ原マウンテンリゾート開発計画連携地域活性化協議会 設置要綱

令和7年6月5日施行

令和7年8月25日改正

令和8年1月16日改正

令和8年5月25日改正

(名称)

第1条 この協議会は、妙高杉ノ原マウンテンリゾート開発計画連携地域活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「ペイシャンスキャピタルグループ（PCG）」が妙高エリアで進める大規模リゾート開発と連動した地域活性化に向けた取組について、関係者が相互の取組に係る情報や計画を共有し、協働して取組を推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について共有・議論を行う。

- (1) 開発計画の進捗状況等
- (2) 地域活性化施策に関する意見交換
- (3) 検討課題に対する対応状況
- (4) 取組に関する広報
- (5) その他、必要な事項に関すること

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

- 2 協議会に議長を置く。議長は、上越地域振興局長の職にある者をもってあてる。
- 3 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 4 協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じ議長が招集する。

- 2 協議会の庶務は、新潟県知事政策局政策企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年8月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

別表（第4条関係）

構成団体

新潟県
妙高市
上越市
糸魚川市
佐渡市
ペイシャンスキャピタルグループ（PCG）
株式会社第四北越銀行
えちごトキめき鉄道株式会社
頸城自動車株式会社
佐渡汽船株式会社
公益社団法人新潟県観光協会
一般社団法人妙高ツーリズムマネジメント
公益社団法人上越観光コンベンション協会
一般社団法人糸魚川市観光協会
一般社団法人佐渡観光交流機構
公益財団法人にいがた産業創造機構
株式会社ブリッジにいがた
一般社団法人新潟県商工会議所連合会
新潟県商工会連合会
一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会

※順不同